

第 3 委員会報告資料

立地交付金制度の見直しに係る
中間報告（基本方針）について

平成 27 年 12 月
経済観光文化局

立地交付金制度の見直しについて

1 立地交付金制度とは

戦後の高度成長の中で、第3次産業と都市型工業を中心に発展してきた福岡市ではあったが、その後の地価上昇、住工混在、工業用水等の課題により工場の市外転出が散見されるようになった。

一方、世の流れはIT化の時代となり、本市の特性からもITなど知識集約型の都市型成長産業などの誘致が必要との認識に至ったが、当該分野は他都市の多くも同様の考えを持っており、既に企業立地のための都市間競争、国際間競争が激しい状況であった。

そのため、平成14年度に組織を整備し、企業誘致を本格的に推進するとともに、工場等既存事業所の不本意な市外転出を防止することにより、市民のための雇用創出、税源涵養、事業機会増大を図ることを目的に、立地交付金制度を創設したものです。

交付に関しては、交付対象となる事業所を新設する際に、一定の要件を満たした場合に交付するものです。

2 立地交付金制度の改正状況

区分		H14.4 制定	H16.4 改正	H20.4 改正	H24.4 改正
改正概要			・分野拡大 ・アジア優遇	・分野拡大 ・アジア優遇 ・限度額アップ ・要件強化 ・重点地域 ^{※1} 設定	・分野等拡大 ・アジア優遇 ・限度額アップ
対象分野	研究開発	知識創造型産業	○	○	○
		健康・医療・福祉関連産業	—	○	○
		自動車関連産業	—	—	○
		環境・エネルギー関連産業	—	—	○
	その他	アジアビジネス ^{※2}	○	○	○
		物流関連業	○	○	○
		都市型工業	○	○	○
限度額	本社機能等	—	—	—	○
	大規模集客施設	—	—	○ ^{※3}	○(重点地域)
所有	所有	2億円(臨港等)	5億円(IC)	10億円(重点地域)	30億円(重点地域)
	賃借	1.5億円(臨港等)	2億円(IC)	2億円(重点地域)	2億円(重点地域)

※1 「重点地域」とは、アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市のことを指す。

※2 「アジアビジネス」とは、外資系企業が日本国内において初めて行う事業（小売に関する事業を除く）のことである。

※3 H20.4改正における「大規模集客施設」とは、アイランドシティ・センター地区に限った制度のことである。

3 現行制度（平成24年度改正、適用期間～平成27年度末まで）について

(1) 改正内容のポイント

①重点地域（アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市）への立地を強力に促進するため、重点地域への立地に対する交付率について最大30%、また、交付額については最大30億円へと大幅拡充した。

②対象分野に、支店経済からの脱却を目指すため「本社機能等」を、また、重点地域を対象とした「大規模集客施設」の立地を追加するとともに、今後成長が見込まれる「環境・エネルギー関連産業」を追加した。

(2) 成果

①改正後（平成24年度～平成26年度）における成果としては、

・誘致企業（交付金未交付含む）	140社	雇用者数 6,436人
・交付済企業	50社	雇用者数 1,723人
・交付金認定企業	71社	雇用者数 3,900人

参考～雇用者内訳（過去5年交付企業へのヒアリング調査、回答63社）

区分	正社員	非正規社員	合計
現在	1,218人(38.8%)	1,921人(61.2%)	3,139人(100%)
(内数)福岡市民数	744人	1,424人	2,168人
福岡市民率	61.1%	74.1%	69.1%

※直近1年間における採用は1,007人

②アイランドシティ等の成果は、平成26年度末時点で、

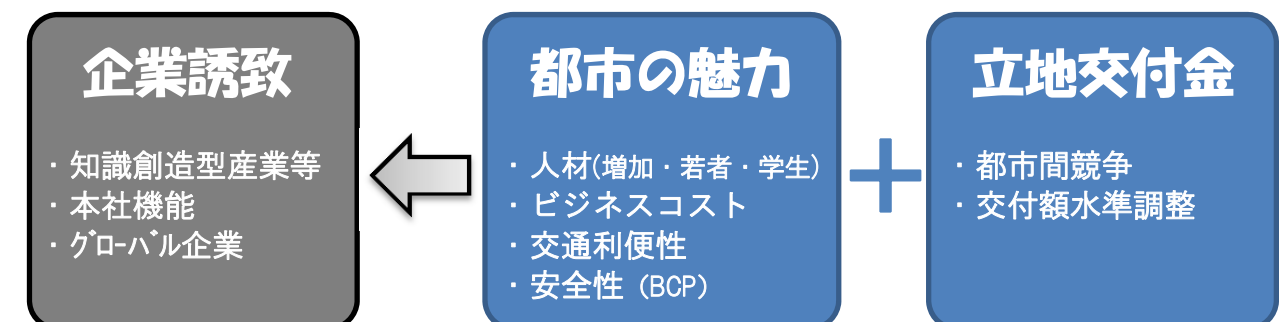
・土地分譲は面積130ha、分譲率約89%、投資総額687億円に達した
・みなとづくりエリア、香椎パークポートについては完売した

4 企業誘致の取り組み

(1) 企業誘致上の課題

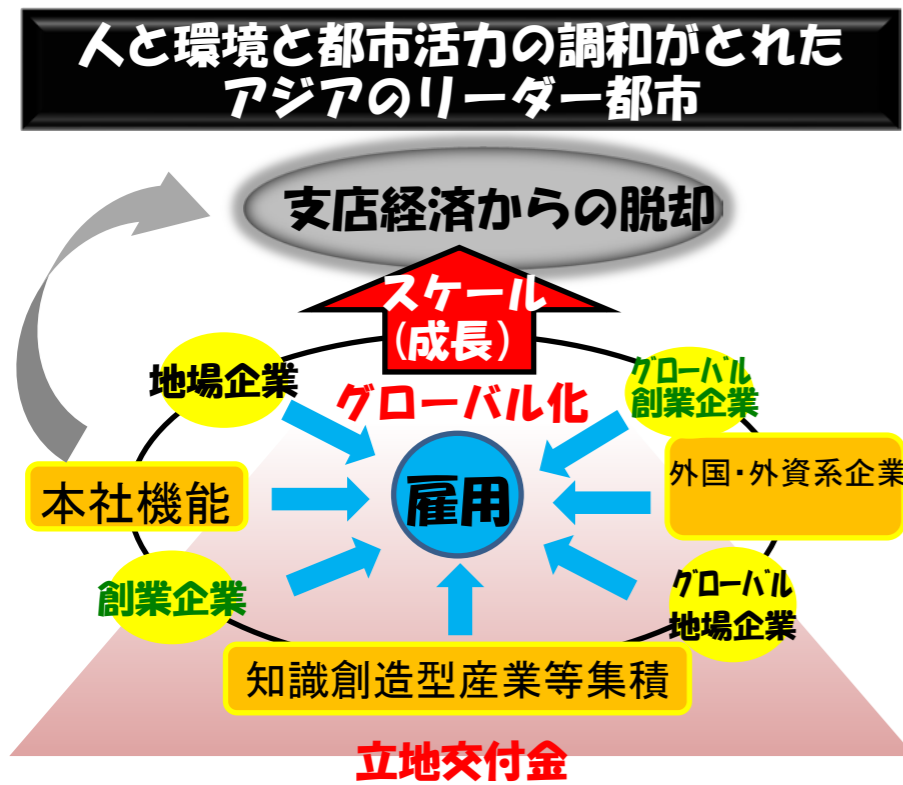
- ▲交付金額で競合都市に負けるケースあり
- ▲一部分野で人材不足が顕在化
- ▲市内土地不足により、進出の断念事例や増設・移転検討企業が市外転出検討
- ▲平成27年第2四半期で空室率3.6%（CBRE調べ）であり、特に耐震構造やOA対応、セキュリティなど質の高いオフィス床が不足していることによる進出断念事例が発生

(2) 立地交付金の必要性



5 立地交付金制度の見直しについて

(1)立地交付金を活用した将来像(目標像)



(2)制度改正の基本方針

- 1 平成24年度改正による制度拡充は終了し、改正前(平成20年度)の水準に戻す。
- 2 都市間競争を踏まえた内容とする。
- 3 **福岡市民の雇用拡大(特に正規)のため、新たに「雇用要件」を付し、雇用(者数)を踏まえた支援を行う。**
- 4 支店経済からの脱却を目指し、地方創生の趣旨も踏まえて、「本社機能の誘致」を強化する。
- 5 「スタートアップ企業」の集積・成長を図るため、成長を促進する支援を行う。
- 6 グローバル化による福岡市の企業の成長実現に向けて「グローバル企業の誘致」を強化する。

(3)見直し検討内容(主要ポイント新旧比較)

項目	現行
制度構成	地域別 ○重点地域か重点地域以外か ※重点地域を優遇
対象地域	市内全域
対象分野	①知識創造型産業(研究開発等) ②健康・医療・福祉関連産業(研究開発等) ③環境・エネルギー関連産業(研究開発等) ④アジアビジネス ⑤物流 ⑥都市型工業 ⑦本社機能等 ⑧大規模集客施設 の8分野
雇用	現行では特に支援項目なし
適用要件	原則、延床面積
助成対象	○所有型:土地 ^{※2} ・建物等取得費 ○賃借型:賃借料
助成率・額	最大30%, 上限30億円
本社(機能)	賃借料支援を優遇
スタートアップ企業	現行では特に支援項目なし
グローバル企業	「アジアビジネス」として、賃借料支援を優遇

検討内容
規模別 ○基準規模か大規模か ※大規模を優遇 ※重点地域は、助成内容を縮小して継続
市内全域
左記から「⑧大規模集客施設」を除く7分野 ^{※1}
福岡市民の雇用拡大(特に正規)のため、 ○雇用を踏まえた支援を新設 ※雇用形態等に応じた内容を検討
延床面積(緩和) + 雇用者数 or 投資額 + 雇用者数
○所有型:土地 ^{※2} ・建物等取得費 + 雇用者数 ○賃借型:賃借料 + 雇用者数
最大10%, 上限10億円
本社または本社機能の集積のため、 ○賃借料支援優遇に加え雇用でも優遇
スタートアップ企業の集積・成長支援のため、 ○雇用を踏まえた支援の優遇
グローバル企業の集積のため、 ○進出要件の緩和(国内2次進出も対象) ○賃借料支援優遇 等

※1 「アジアビジネス」は「グローバル企業」へ名称変更予定
※2 土地については重点地域(市有地等)のみが対象

6 今後のスケジュール

